

議案第84号

宝塚市土地改良事業分担金徴収条例の全部を改正する条例の制定について

資料2 宝塚市県営ため池等整備事業分担金条例（廃止予定）

平成6年12月26日

条例第51号

（趣旨）

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第3項の規定に基づき、県営ため池等整備事業（以下「県営事業」という。）に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の分担金（以下「分担金」という。）の徴収について必要な事項を定めるものとする。

（分担金の徴収）

第2条 市は、法第91条第2項の規定に基づき、県営事業に要する費用の一部を負担するときは、県営事業によって利益を受ける者でその施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するもの及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第68条の4の7第1号に規定するもの（以下「受益者」という。）から、県営事業の施行に係る各会計年度において、その施行について市が負担する費用の一部に充てるため分担金を徴収する。

（分担金の賦課基準及び額）

第3条 前条の規定により徴収する分担金の総額は、毎年度県営事業の施行に要する費用（以下「事業費」という。）を基準とし、法第91条第2項の規定に基づき市が負担する事業に要する費用の3分の1に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業の内容等により市長が必要があると認めるときは、分担金を増額し、又は減額することができる。

3 受益者ごとの分担金の分担割合は、その受益の限度に応じて市長が定める。

（徴収の時期）

第4条 分担金は、毎年度事業着手前に徴収する。ただし、市長が必要があると認めるときは、事業完了まで延期することができる。

(追徴及び還付)

第5条 市長は、分担金を徴収した後において、当該県営事業が完了し、分担金に過不足が生じたときは、速やかに追徴及び還付しなければならない。

(徴収の猶予及び減免)

第6条 市長は、天災地変その他特別の理由がある場合において、必要があると認めるとときは、分担金の徴収を猶予し、又は減額し、若しくは免除することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、分担金の徴収について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。